

プレスリリース
令和元年 11 月 11 日
新居浜市
PayPay 株式会社

愛媛県新居浜市と PayPay が QR コード決済に関する協定を締結

～ 中国・四国地方初！証明手数料や総合文化施設などの使用料が「PayPay」で支払い可能に ～

新居浜市（愛媛県新居浜市、市長 石川勝行）と PayPay 株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長執行役員 CEO 中山一郎）は、令和元年 10 月 23 日、新居浜市内の公共施設等における手数料・使用料などの支払いのキャッシュレス化を推進するにあたり、協定を締結しました。

新居浜市は、市民の利便性向上や日本政府のキャッシュレス・ビジョンに資する取り組みを推進するため、11 月 20 日より順次、市内の各種公共施設に QR コード決済サービス「PayPay」を試験導入し、これまで現金のみの取り扱いだった各種支払窓口に占めるキャッシュレス決済利用者の割合を測定のうち、本格的な導入を検討してまいります。

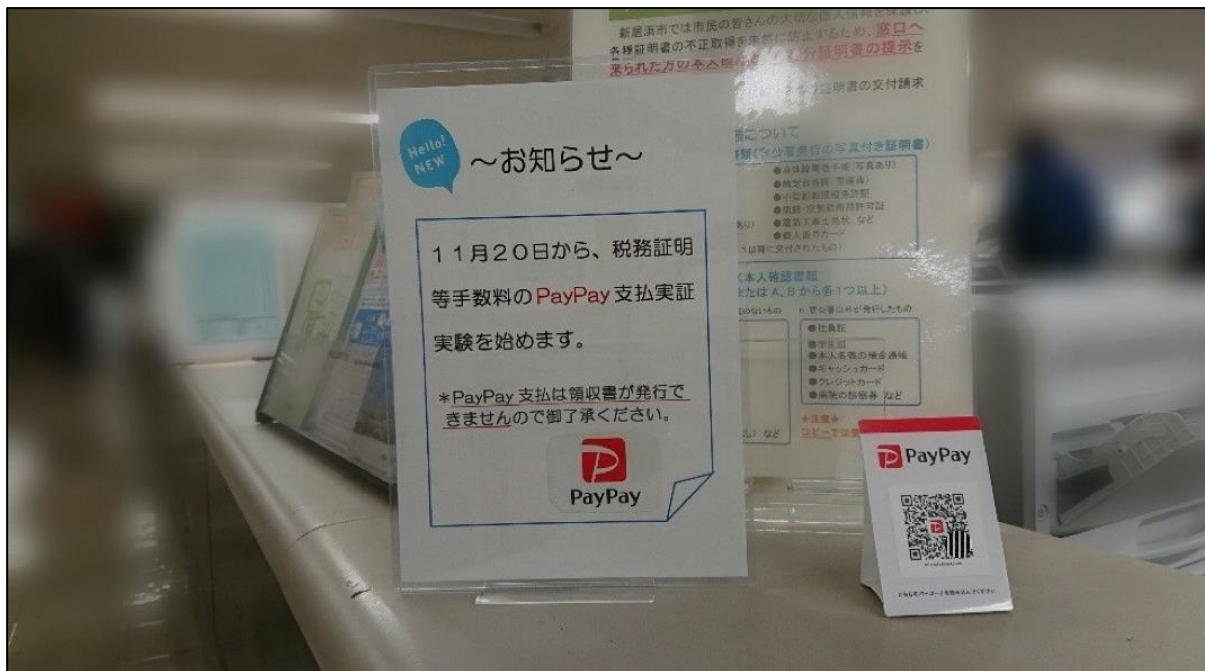
また、PayPay 株式会社は、新居浜市のキャッシュレス化に対する取り組みに必要なサポートとサービスの提供を行ってまいります。

※ 「QR コード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

■利用可能となる施設例

- ・新居浜市役所収税課（納税証明手数料、所得・課税（非課税）証明手数料、事業所所在地証明手数料、評価額証明手数料、滅失証明手数料等）
- ・新居浜市文化施設「あかがねミュージアム」（美術館使用料、文化施設内における物販等）

※ 各支払窓口を設置する QR コードを、スマートフォンアプリ「PayPay」で読み取ることで、各種料金を支払えるようになります。



新居浜市役所収税課

■ 「PayPay」について

ソフトバンクグループ株式会社とソフトバンク株式会社、ならびにヤフー株式会社の3社が共同出資するPayPay株式会社のスマートフォン決済サービス。ユーザーは、事前にチャージしたPayPay残高、またはクレジットカードから決済手段を選択でき、PayPay加盟店やオンラインサービスでのお支払いにご利用いただけます。PayPay残高へのチャージは、銀行口座などからのオンラインでのチャージに加え、お近くのセブン銀行ATMでも可能です。また、ユーザー間でPayPay残高（PayPayマネー、PayPayマネーライト）を「送る・受け取る」機能や、グループでの飲食に便利な「わりかん」機能など、さまざまな機能を提供しています。

※ PayPayの登録方法と使い方：<https://paypay.ne.jp/guide/>

<本件に関する報道関係者の問い合わせ先>

新居浜市役所企画部財政課 小野

TEL 0897-65-1220

PayPay株式会社 広報室 前田

TEL 03-3581-6335